

## Long

農林水産省動物検疫所・植物防疫所よりお知らせです。

海外からハム、ソーセージなどの畜産物や果物、野菜、切花、種子などの植物を日本に持ち込むことはできません。機内食も持ち帰ることはできませんので、食べ残し等を持って降りないようお願いします。

税関検査を受ける前に、畜産物をお持ちの方は「動物検疫カウンター」に、植物をお持ちの方は「植物検疫カウンター」にお越しいただき、検査を受けてください。

また、海外で家畜に触れた方、日本国内で家畜に触れる予定のある方は、「動物検疫カウンター」にお立ち寄りください。

畜産物や植物を違法に持ち込んだ場合、法律により3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金、法人の場合は5,000万円以下の罰金が科せられる可能性がありますので、御注意ください。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。アジアをはじめ世界各地で発生しているアフリカ豚熱などの家畜の伝染病や、ミカンコミバエ種群などの病害虫を日本に侵入させないため、御協力をお願いします。

## Short

農林水産省動物検疫所・植物防疫所よりお知らせです。

海外からハム、ソーセージなどの畜産物や果物、野菜、切花などの植物を日本に持ち込むことはできません。機内食も持ち帰ることはできません。

畜産物をお持ちの方は「動物検疫カウンター」に、植物をお持ちの方は「植物検疫カウンター」に必ずお立ち寄りください。

動物検疫・植物検疫を受けずに持ち込んだ場合は、罰則が適用される可能性がありますので、御注意ください。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。世界各地で発生している家畜の伝染病や植物の病害虫を日本に侵入させないため、御協力をお願いします。